

自動二輪車等に関する規定

1 趣旨

この規定は、平成30年9月25日付け通知「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について」に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」（以下「自動二輪車等」という。）の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めるものである。

2 基本方針

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒及び保護者は、以下の所定の手続きにより、校長宛に書面で届出をする。
- (2) 生徒及びその保護者に対して、面談等で交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。

3 自動二輪車等の運転免許の取得に関する手続き

自動二輪車等の運転免許の取得をしたい生徒は、以下の手続きを取ること。

【 教習所に入校が必要な場合は、入校の前 】

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者の連名により「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式1）を校長宛に提出する。
- (2) 「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、学校は当該生徒及び保護者と面談等を行い、規定内容・注意事項等を確認する。
- (3) 学校は、面談等を実施した後に「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付する。
- (4) 生徒は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得するものとする。
- (5) 生徒は、自動二輪車等の免許取得後、速やかに「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。

4 自動二輪車等の購入等に関する手続き

- (1) 原動機付自転車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」（様式2）を校長宛に提出する。
- (2) 自動二輪車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」

(様式3)を校長宛に提出する。

5 自動二輪車等の運転に関する手続き

(1) 原動機付自転車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車運転誓約書」(様式4)を校長宛に提出する。

(2) 自動二輪車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車運転誓約書」(様式5)を校長宛に提出する。

6 通学及び学校活動での使用禁止

自動二輪車等を通学、学校活動に使用することは禁止とする。

(部活動、校外行事への移動手段等)

7 自動二輪車等の同乗の禁止

自動二輪車等を運転する生徒は、(初心者運転期間を終了しても)他人を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

8 交通安全講習の受講

運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

9 その他

上記の規定に反した場合、本校の規定に基づいて指導する。

附則 この規定は2019年4月1日より施行する